各 位

神戸市行財政局税務部市民税企画課

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

記

1. 比較対象労働者の情報

(1)業務の内容及び責任の程度等

①職種	会計年度任用職員 (一般事務)		
②業務内容	窓口における来庁者の案内、税証明書の申請受付・交付等		
③権限の範囲	専決権限は無い		
④トラブル・緊急対応	指揮命令者の指示に従って対応すること		
⑤成果への期待・役割	②業務内容を遅滞なく正確に行うこと		
⑥所定外労働	定外労働 原則として無い		
⑦職務及び配置の変更	原則として無い		
	勤務時間	原則パートタイム	
⑧雇用形態	雇用期間	任期の更新があった場合、最長3年	

(2) 給与・手当

下記の給与・手当が適用される。詳細は、『別紙1A_給料・手当について(会計年度任用職員・一般事務)』を参照のこと。

①給料または報酬、②地域手当、③時間外勤務手当、④休日勤務手当、⑤夜間勤務手当、⑥宿日直手当、⑦通勤手当、⑧特殊勤務手当、⑨期末・勤勉手当、⑩退職手当

(3) 勤務時間・休暇等

下記の勤務時間・休暇等が適用される。詳細は『別紙2_勤務時間・休暇等について (会計年度任用職員共通)』を参照のこと。

①育児時間、②育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い、③介護時間、④年次有給休暇、⑤特別休暇、⑥介護休暇、⑦病気休暇、⑧育児休業、⑨育児部分休業、⑩病気休職

(4) 施設·設備等

休憩室	保有していない
更衣室	保有していない
食堂施設	保有していない
転勤者用社宅施設	保有していない

(5) 教育訓練

採用後に、公務の基礎知識に関する研修を必要に応じて実施

2. 比較対象労働者を選定した理由

会計年度任用職員(一般事務)における業務の内容又は責任の程度のいずれかが、派遣労働者と同一であると見込まれるため。

<参考:厚労省提示の選定チェックリストによる>

	比較対象労働者(次の①~⑥の優先順位により選出)	対象者
	比較対象分割有(次の①でのの愛儿順位により選出)	の有無
1	職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
2	職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
3	業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である と見込まれる通常の労働者	×
4	職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見 込まれる通常の労働者	×
⑤ ※	①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 《派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく 均衡が確保されている者に限る。	\bigcirc
⑥ ※	派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに 通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労 働者(仮想の通常の労働者) 《派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に 限る。	_

(別紙2)勤務時間・休暇等に関する条件について(会計年度任用職員・共通)

נית	(別紙2)勤務時間・休暇等に関する条件について(会計年度任用職員・共通)				
		給与	取得要件	付与日数 産後休暇期間終了日の翌日から1年	付与単位
L	育児時間 「児短時間勤務	無給	生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員が、その子の世話のため請求した場合に与えられる休暇	度後床帳期間終了日の翌日から1年 1日に2回それぞれ45分以内(通算90分の取得も可能。父母合わせて90分以内)	45分単位
勤務は	元 及 時 同 動		《時間外勤務の免除》 ①3歳未満の子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族、介護休暇の対象家族と同じを介護する職員について、職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き時間外勤務をさせてはならない。 《時間外勤務の制限》 ①1・学校政学の始期に達するまでの子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族、護休暇の対象家族と同じを介護する職員について職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き1月24時間かつ1年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。 〈深夜勤務の制限〉 ①1・学校政学の始期に達するまでの子を養育する職員 「配偶者で当該子の親が深友において常態として養育できる場合を除く) ②要介護状態にある対象家族(介護休暇の対象家族と同じ)を介護する職員について職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き深夜(午後 10 時から午前 5 時までの間)に	左記の通り	_
(3	介護時間		動務させてはならない。 負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をするため1日の動務時間の一部につき動務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ1年以上継続勤務しており、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日がある者が対象。 ・連続する3年の期間内で必要と認められる期間 ・1日の勤務時間から5時間45分を滅じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位
æ)年次有給休暇	有給	職員が請求する時季に有給かつ理由を問わず与えられる休暇	- 6月以上の任期が定められている者(※)が対象。ただし、1年間の所定勤務日数が47日以下の場合、年次有給休暇 ※6月未満の任期であっても、当該任期中に継続勤務期間が6月に至る場合も含む。 - 任用開始日において、下表のとおり付与する。	1日又は1時間 (1日の動務時間が7時間 45分の者は半日も可)
	健康支援休暇		生理により就業が著しく困難な女性職員、または対象業務のいずれかに従事する女性職員が、生理日に願い出た 場合に与えられる休暇	必要と認められる日数	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間
	出生サポート休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間 の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続勤務して	一の年度において5日(体外受精・顕微授精に係る場合は10日)	45分の者は半日も可) 1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間
	産前休暇	有給	いる者」が対象。 出産予定の女性職員が産前の休養を請求した場合に与えられる休暇	出産予定日以前8週間	45分の者は半日も可) 1日
	産後休暇	有給	出産した女性職員が取得しなければならない休暇	出産日翌日から8週間	1日
	妊娠障害休暇 出産補助休暇	無給有給	妊娠による疾病又は異常のため就業が著しく困難な女性職員が願い出た場合に与えられる休暇 「1週間の動務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって動務日が定められている職員で1年間 の動務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続動務して いる者」が対象。	6日 3日	1日 1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間 45分の者は半日も可)
休暇	育児参加休暇	有給	「1週間の動務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって動務日が定められている職員で1年間の動務日が121日以上あるもの」であって、かつ「6月以上の任期が定められている者」又は「6月以上継続動務している者」が対象。	一週間の勤務日の日数 5日以上 4日 3日 一年間の勤務日の日数 217日以上 169日~216日 121日~168日 付与日数 5日 4日 3日	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間 45分の者は半日も可)
	結婚休暇	有給 有給	結婚する職員に与えられる休暇 ※婚姻の届出に基づき結婚する場合のみならず、事実上の婚姻関係(いわゆる内縁関係)に入った場合にも認められます。	一週間の勤務日の日数 5日以上 4日 3日 2日 1日 一年間の勤務日の日数 217日以上 169日~216日 121日~168日 73日~120日 48日~72日 付与日数 7日 6日 4日 3日 1日	1日
Į.	忌服休暇		親族に喪があった場合に与えられる休暇	親族別日数(4親等まで)	1日
为 行	等	有	6月以上の任期が定められている者が対象。	一週間の勤務日の日数 5日以上 4日 3日 2日 1日 一年間の勤務日の日数 217日以上 169日-216日 121日-168日 73日-120日 48日-72日 6月1日現在在職する職員 5日 4日 3日 2日 1日 6月2日から7月1日までの 間の採用者及び健職者 3日 2日 2日 1日 1日 7月2日から3月1日までの 間の採用者及び健職者 1日 1日 1日 1日	1日(1日の勤務時間が7時
		給	6月未満の任期であって、右表基準日時点で6月以上の継続勤務に達した者が対象。	- 週間の勤務日の日数 5日以上 4日 3日 2日 1日 - 年間の勤務日の日数 217日以上 169日-216日 121日-168日 73日-120日 48日-72日 6月1日 5日 4日 3日 2日 1日 本 6月2日から7月1日 3日 2日 1日 1日 7月2日から8月1日 1日 1日 1日 1日	間45分の者は半日も可)
	社会貢献活動休暇子の看護休暇	無給	中学校就学始期に達するまでの子(配偶者の子を含む)を養育しており、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	── -「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の 勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。 ・中学校就学始期まで。 ・一の年度において5日(子が2人以上の場合は10日)	ー 1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間 45分の者は半日も可)
	短期の介護休暇	無給	負傷。疾病,老齢により日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	-「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ6月以上継続勤務している者が対象。 - の年度において5日(被介護者が2人以上の場合は10日)	1日又は1時間 (1日の勤務時間が7時間 45分の者は半日も可)
•)介護休暇	無給	負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者(被介護者)の介護をする必要があり、ほかに介護する者がなく、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	-・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の 勤務日が121日以上あるもの」であって、かつ1年以上継続勤務している等の者が対象。 ・通算93日以内(3回まで分割可) ・・6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定めら	1日、1時間又は45分 (1日の勤務時間が7時間 45分の者は半日も可)
Q)病気休暇	無給	負傷又は疾病のために療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇	*6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続動務している職員(通以外の期間によって動務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く) 下表のとおり付与する。	1日 (特別の事情がある場合 は、15分単位)
(8) 育児休業	無給	1歳に満たない子を養育する職員が申し出ることで承認される休業	・次のいずれにも該当すること ① 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。 ② 次に掲げるいずれかの日までに任期(再度の任用をする可能性がある場合は、再度任用後の任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。 ・子が1歳6か月に達する日(子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合は、2歳に達する日・・子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合は、当該期間の末日から6月を経過する日・産後休暇が終了した日の翌日から子が1歳に達する日まで	18
休業・休職	育児部分休業	無給	育児のため、勤務時間の短縮を必要とする職員が申し出ることで承認される休業	-1週間の勤務日が3日以上であること、又は1年間の勤務日が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上の勤務日があること ・子が3歳に達する日まで ・1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(最長2時間)	15分単位
珮	「齢者部分休業			-	_
酉	2偶者同行休業 日己啓発休業	_ _		_ _	_ _

(別紙1A)給料・手当に関する条件について

	待遇の目的・性質	待遇決定にあたって考慮した事項 <フルタイム>	待遇決定にあたって考慮した事項 <パートタイム>	
①給料又は報酬	正規の勤務時間に勤務したことに対する支給	【一般事務】 ・行政職給料表1級5号給 月例給188,720円 ※地域手当含む 年収 約311万円 ※期末・動勉手当4.50月分含む ・2度目以降の任用において、神戸市における職員としての経歴を一定の基準により加算 (8号給を上限として加算) (参考)上限額 ・行政職給料表1級13号給 月例給200,480円 ※地域手当含む 年収 約331万円 ※期末・動勉手当4.50月分含む	フルタイムの会計年度任用職員の給料との権復 に留意の上決定 支給単位は、月額又は時間額 【一般事務】 ・行政職給料表1級5号給(31時間勤務の場合)	
諸手当等 ②地域手当	地域別給与差の実情に照らし支給する手当で	給料又は報酬の12%		
③時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、 勤務した者	時給×支給率×実働時間数 ・支給率		
④休日勤務手当	職員の休日における正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられ、勤務した者	時給×135/100(150/100)×実働時間数 ※()内は年末年始期間(12/29~1/3)に勤務した場合。	フルタイムの会計年度任用職員に支給する手当 に相当するものについて,報酬及び費用弁償と して支給する	
⑤夜間勤務手当	3時の间、期務した有。 空言節数またけ口言節数な会話とも、節数1 た。空言節数またけ口言節数1回・4 400円 ※空言節数またけ口言節数の時間に立じ			
⑥宿日直手当				
⑦通勤手当	①通勤距離が片道1km以上で、かつ交通機関等の利用距離も片道1km以上であり、その運賃等を負担している者 ②自動車等を利用している者で、その距離が片道2km以上ある者 ③身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められる者で、自動車等、交通機関等を利用している者	< 交通機関等を利用する者> 一箇月あたり55,000円を上限に、運賃相当額を支給する。 < 自動車等を利用する者> 利用距離区分に応じた手当額を支給する。		
⑧特殊勤務手当	著しく①危険、②不快、③不健康又は④困難な 勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮 を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮する ことが適当でない場合	支給対象、支給額は神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例にて定められているもの		
⑨期末·勤勉手当	民間における賞与等に相当する手当として支給されるもの	4.50月(6月以上の任期がある場合支給) ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割合を決定	4.50月(6月以上の任期があり、かつ週当たりの 勤務時間が15.5時間以上の場合支給) ※一般職員に準じ、在職期間に応じて支給割 合を決定	
扶養手当 住居手当 単身赴任手当	支給しない			
⑩退職手当	退職した労働者に対して支払われるもの	引き続いて6月超え勤務で支給する 基本額(退職日給料月額×退職事由別・勤続年数別支給率)	支給しない	